

は当事者等の証拠の提示若しくは意見の陳述を禁止することができる。

10 第6項又は第7項の規定により発言を許可された者が第8項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

様式第5号中「使用すべき」を「使用権を設定すべき」に改め、「及び住所」の次に「(これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

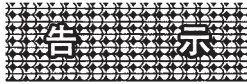
様式第6号中「関係人の氏名又は名称及び住所」の次に「(使用権を設定すべき土地についてこれらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

様式第8号中「及び住所」の次に「(これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林づくり推進課



長野県告示第372号

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）第72条第3項の規定により、平成24年4月17日、次のとおり届出があった事項について指定事項の変更をしました。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

| 項 目 | 変 更 後 | 変 更 前 |
|-------------------|-------------------|-----------------|
| 証紙代金収納計器取扱者の名称の変更 | 一般社団法人長野県自家用自動車協会 | 社団法人長野県自家用自動車協会 |

税 務 課

長野県告示第373号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成24年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

市町村森林所有者情報整備事業補助金交付要綱（平成24年4月17日付け24森政第38号林務部長通知）の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第376号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿智村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第377号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて

縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第378号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第380号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、デジタルオルソ）
- 2 作業期間
平成24年4月10日から平成24年9月14日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・4・44号 庄内出川線
- 3 事業施行期間
平成23年5月6日から
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県松本地方事務所告示第1号

松本広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成24年3月30日付けで許可しました。

平成24年5月10日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

市町村課

長野県長野地方事務所告示第1号

長野広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成24年3月30日付けで許可しました。

平成24年5月10日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年5月10日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 阿南根羽線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|-----------------------|----------------------|
| 下伊那郡根羽村3015番の339地先から 下伊那郡根羽村2762番の4地先まで | 旧 | 3.4～19.6 ^m | 2.0002 ^{km} |
| | | 8.2～67.2 | 1.1044 |
| 同 上 | 新 | 8.2～67.2 | 1.1044 |

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 阿南根羽線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|-----------------------|----------------------|
| 下伊那郡根羽村2677番の1地先から 下伊那郡根羽村2415番の2地先まで | 旧 | 4.0～22.2 ^m | 0.2701 ^{km} |
| | | 10.0～30.2 | 0.3059 |
| 同 上 | 新 | 10.0～30.2 | 0.3059 |

道路管理課